

規制の事前評価書

法令案の名称：労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

規制の名称：①遺族補償年金における支給要件等の見直し

②特別加入制度における特別加入団体の適正化

③小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止

④労災保険給付請求権等における消滅時効の期間の見直し

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：厚生労働省労働基準局労災管理課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

② 特別加入制度における特別加入団体の適正化

<法令案の要旨>

- 労働者災害補償保険の特別加入をする者に係る団体の要件を法定化するとともに、当該団体に対する業務改善命令及び当該命令に違反した場合に当該団体についての同保険の保険関係を消滅させることを可能とする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 労災保険は本来労働者の業務による災害に対して保険給付を行うものであるが、労働者以外でもその業務の実情や災害の発生状況等から見て、厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者や厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者等、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者には特別に任意加入を認めており（特別加入制度）、これらの者のうち保険の適用を受けること（特別加入）につき承認された者（特別加入者）を労働者とみなすとともに、これらの者の団体（特別加入団体）を事業主とみなすことを通じて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の保険給付に係る規定を適用している（労災保険法第33条第3号から第5号まで並びに第35条第1項第1号及び第3号）。
- 昭和40年の特別加入制度創設時から、特別加入団体には事務手続の効率化や業務災害防止のための役割が求められているが、特別加入団体の要件や、特別加入者の申請手続や特別加入者に係る保険料の納付等の特別加入団体の実施すべき業務については通知で定められているにとどまる。
- 令和元年の労働政策審議会建議において、昭和40年当時にはなかった新たな仕事が創設される等の社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲等について見直しを行う必要があるとされたことを受けて、それ以降、特別加入の対象事業又は作業が拡大されてきた。これに伴い、特別加入団体の総数は高水準で推移している（令和元年度末：4845団体、令和5年度末：4693団体）ところ、近年、労働政策審議会において、特定フリーランス事業に係る特別加入団体（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）の施行に伴い特別加入の対象事業に追加された。）をはじめとする特別加入団体の一部について体制や事務処理能力等を疑問視する指摘がなされている。また、現行の特別加入団体の要件の多くは通知で定めているところ、要件を満たさなくなった不適切な団体が生じても法令違反の状態とは言えず、労災保険法第35条第4項に基づく職権による保険関係の消滅ができないことがある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 特別加入者の地位を保護するためには、特別加入団体の体制や事務処理能力等をより一層担保する必要があるため、特別加入団体のうち、当該団体が労働保険徴収法第 33 条第 1 項に規定する業務であって労災保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に関する活動に係る業務その他の労災保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができる団体として厚生労働省令で定める要件に該当するものが、労災保険の適用を受けることにつき政府の承認を受けることができる旨を明記する。
- ・ その上で、政府は、特別加入団体が労災保険法等の規定に違反したときは、特別加入団体についての保険関係を消滅させることができる旨規定しているところ（現行の労災保険法第 35 条第 4 項）、特別加入の承認後に特別加入団体が要件に該当しなくなった場合には、要件に該当する団体であるとして労災保険の適用を受けることを承認する改正後の同条第 1 項の規定に違反していることを理由として、改正後の同条第 5 項（現行の同条第 4 項）に基づき当該特別加入団体についての保険関係を消滅させることができることとする。

③ 小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止

＜法令案の要旨＞

- ・ 小規模の農林水産事業に対する労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置を廃止する。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 労災保険法では、労働者を使用する事業は適用事業となる（第 3 条第 1 項）が、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 83 号。以下「昭和 44 年改正法」という。）附則第 12 条において、事業主が農業について特別加入している事業以外の政令で定める事業（小規模の農林水産事業）は、家族労働を中心とする自営業に近く、かつ、広範囲な地域に散在するなど事業の性質上実態把握が困難であること、労働者性が明確でないこと、その対象数が膨大であること（あわせて災害が多発していないこと）等の理由から、当分の間、暫定任意適用事業とし、労災保険法第 3 条第 1 項の適用事業としないこととされている。
- ・ 一方、令和 6 年 6 月 19 日時点で、任意適用事業場として保険関係を成立している事業場（25,602 事業場）において、令和 3 年度から令和 5 年度までの期間に保険給付の支給決定がされた、被災労働者が障害等級 7 級以上（年金）の障害を負う重大事故は 9 件、死亡事故は 12 件、また、障害等級 8 級以下（一時金）について支給決定された事案も 114 件確認されており、保険関係が成立していない任意適用事業場にも同様の災害は起こっているものと考えられ、小規模の農林水産業であっても労働者保護の必要性があると言える。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 労災保険に加入していない場合は、原則、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 8 章の災害補償の規定に基づく事業主の自己負担による補償がされ、事業主に支払能力がない場合は十分な補償がされない恐れがある等の状況を踏まえ、昭和 44 年改正法附則第 12 条を削除し、暫定任意適用事業としての取扱いを廃止することとする。

④ 労災保険給付請求権等における消滅時効の期間の見直し

＜法令案の要旨＞

- ・ 労働基準法の災害補償請求権及び労働者災害補償保険の給付を受ける権利のうち、脳血管疾患、心臓疾患、精神疾患、石綿を吸入することにより発生する疾病等に関するものについて、消滅時効の期間を 5 年に延長する。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 労災保険給付を受ける権利のうち、療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等についての権利は行使することができる時から2年を経過したときに消滅するとされており、これらの権利に関する消滅時効の進行を停止させるためには労災保険給付の請求を行う必要がある。
- ・ これは、会計法（昭和22年法律第35号）において、金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利について、国の権利義務を早期に決済する必要があるなどの理由から消滅時効期間が5年とされているものを、労災保険法では、一般に業務上の負傷又は疾病が発生した場合には労働者は当然にそれを認知できる状態にあり、早期に災害補償の請求がなされることが想定されることに加え、仮に長期に渡る消滅時効期間とした場合、使用者の労務管理に負担を与え、取引の安全を図る観点から望ましくないことなどの理由から、一部の給付について更に短い2年としているものである。
- ・ 一方で、脳・心臓疾患や精神疾患や石綿関連疾病などについては、想定される疾病の要因が多岐にわたることから、業務上災害であるか否かの判断が難しい場合があるなど、「労働者は当然にそれを認知できる状態にあり、早期に災害補償の請求がなされることが想定される」という消滅時効を定める趣旨の一部が当然には当てはまらない。こうした疾病については、消滅時効期間を会計法で定める時効期間の5年とすることで、より多くの保険給付の支給可能性が高まり、労働者保護に資することとなる。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 上記を踏まえ、長期に渡って存続している事実関係を尊重し法律関係の安定を図るとともに、過去の事実の立証の困難を回避するといった消滅時効の趣旨を踏まえた上で、更なる労働者の保護を実現するため、療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等の保険給付の原因である事故に係る疾病が、その疾病の性質上、
 - ・ 第12条の8第2項に規定する災害補償の事由及び同条第4項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか、
 - ・ 第20条の3第1項、第20条の4第1項、第20条の7第1項及び第20条の9第1項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか
 - ・ 又は第22条第1項、第22条の2第1項、第22条の5第1項及び第24条第1項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断できない疾病として政令で定めるものである場合には、療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等を受ける権利の消滅時効期間を5年に延長する。

【緩和・廃止】

① 遺族補償年金における支給要件等の見直し

＜法令案の要旨＞

- ・ 労働者災害補償保険の遺族補償年金等を受けることができる遺族のうち労働者の夫に係る要件の制限を削除するとともに、当該遺族が一人の場合の年金額を一律に給付基礎日額の175日分とする。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 遺族補償年金の支給要件として、妻については制限がない一方で、夫については被災労働者である妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある必要があるとされており（労災保険法第16条の2第1項第1号及び第4号等）、これは昭和40年の改正当時、男性は55歳未満であれば、障害等の場合を除き、独力で生計を維持し得ると判断されたことによるものである。他方、近年の女性の労働参加の進展や更なる就労構造

の変化により、妻が 64 歳以下の世帯構成について、昭和 60 年には「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」(936 万世帯)の方が「雇用者の共働き世帯」(718 万世帯)に比べて多かったが、令和 6 年には 3 倍程度の差(「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」(398 万世帯)に対して「雇用者の共働き世帯」(1222 万世帯))となっているところ、現行の同項に規定する支給要件の差異に合理的な理由を見出すことが困難になりつつある。

- ・ 遺族補償年金はいわゆる共働きの夫婦も受給権者となり得るところ、例えば被災者である夫を亡くした妻に十分な収入があり、独力で生計を維持し得る場合であっても、被扶養利益の喪失を填補する趣旨から遺族補償年金の支給を行っている。当該被扶養利益については、独力で生計を維持し得るか否かにかかわらず、夫にも同様に存在するものと言える。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- ・ 上記の状況等を踏まえ、被扶養利益の喪失の填補を現状に見合ったものとすべく、夫の支給要件の制限を撤廃する。複数業務要因災害に関する複数事業労働者遺族年金及び通勤災害に関する遺族年金についても同様の措置を講じる。

※ 上記のほか、これに関連する見直しとして、妻に係る特別加算の見直し、船員保険の遺族年金における支給要件等の見直し及び石綿による健康被害の救済に関する特別遺族年金における夫の支給要件の制限の撤廃に関する見直しを行う。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

■検討した □検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

② 特別加入制度における特別加入団体の適正化

- ・ 現行どおり、通達において特別加入団体の要件を定め、当該要件に反している場合に行政指導を行うことも検討したが、現行法の下では、要件を満たさなくなった不適切な団体が生じて法令違反の状態とは言えず、労災保険法第 35 条第 4 項に基づく職権による保険関係の消滅ができないことがある。
- ・ 特別加入団体の体制や事務処理能力等をより一層担保するためには、特別加入団体のうち、当該団体が労働保険徴収法第 33 条第 1 項に規定する業務であって労災保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に関する活動に係る業務その他のその他の労災保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができる団体としてとして厚生労働省令で定める要件に該当するものが、労災保険の適用を受けることにつき政府の承認を受けることができる旨を法律上明記する必要がある。

④ 労災保険給付請求権等における消滅時効の期間の見直し

- ・ 消滅時効の期間を延長するのではなく、個別に消滅時効の起算点を動かすことも検討したが、仮に消滅時効の起算点を「業務上の疾病であることが明らかになったとき」等と改正した場合、その「とき」がいつの時点を目指すのかについては労働者の判断に委ねられる形となり、実質的に永久に労災保険給付の請求が可能となり得ることから、長期に渡って存続している事実関係を尊重し法律関係を安定させるとともに、過去の事実の立証の困難を回避するといった消滅時効の趣旨を没却する恐れがある。また、個別の請求事案ごとに「業務上の疾病であることが明らかになったとき」の時点を行政が検証・判断しなければならないという実務上の課題や、業務上災害であることが分かったタイミングについては客観的な基準が存在せず公正な判断が難しいことから、例えば、労働者が「業務上の疾病であることが明らかになったとき」と主張する時点と

行政が「業務上の疾病であることが明らかになったとき」と主張する時点とで食い違いが生じることによる審査請求や訴訟等の争いが頻発する懸念もあることから、消滅時効の起算点を変更するのではなく、消滅時効の期間を延長することにより対応する必要がある。

＜その他非規制手段の検討状況＞

■検討した □検討しなかった

③ 小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止

- ・ 暫定任意適用事業としての取扱いを継続し、現行どおり、任意で労災保険に加入していただくことも検討したが、任意適用事業場においても労働災害が起こっているものと考えられる中で、小規模の農林水産業の労働者を保護する観点から、法律上の暫定任意適用事業としての取扱いを廃止し、強制適用とする必要がある。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

② 特別加入制度における特別加入団体の適正化

- ・ 特別加入団体のうち、当該団体が業務災害の防止に関する活動を行うことその他の当該団体の業務の適切な運営に資するものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものが、特別加入を申請できる旨を明記するとともに、特別加入の承認後に特別加入団体が要件に該当しなくなった場合には、要件に該当する団体のみ特別加入の申請を認める改正後の労災保険法第 35 条第 1 項の規定に違反していることを理由として、当該特別加入団体についての保険関係を消滅させることができることとすることにより、特別加入団体の体制や事務処理能力等がより一層担保されることとなる。

③ 小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止

- ・ 小規模の農林水産事業についても強制適用となることにより、こうした事業で働く全ての労働者について、労働災害が生じた場合に、労災保険法に基づく給付を受けられることとなる。

④ 労災保険給付請求権等における消滅時効の期間の見直し

- ・ 労災保険給付を受ける権利のうち、療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等について、脳血管疾患、心臓疾患、精神疾患、石綿を吸入することにより発生する疾病など、その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものがどうか等を容易に判断することができず、2 年間の時効期間を徒過するケースが多いものについても、5 年間はこれらの給付等を請求することが可能となる。

【緩和・廃止】

① 遺族補償年金における支給要件等の見直し

- ・ 遺族補償年金等における夫のみに課せられた支給要件（妻の死亡時に 55 歳以上又は一定の障害の状態にある者）が撤廃されることにより、妻の死亡時に 55 歳未満又は一定の障害の状態にない夫についても、遺族補償年金等を受けられることとなる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ ③及び④の見直しについては、労災保険給付の対象者の増加により、労災保険適用事業の事業主の保険料負担が増加する可能性がある。

＜行政費用＞

- ・ 厚生労働省において、法制度の周知、監督等の事務に当たり、相当の事務処理上の作業時間が発生することが見込まれるが、各事業場における法制度遵守等の状況によっても作業状況が変わりうるため、事前に具体的な算出を行うことは困難である。

＜その他の負担＞

- ・ 上記のほか現時点で規定されるものはない。

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- ・ ①の見直しについては、労災保険給付の対象者の増加により、労災保険適用事業の事業主の保険料負担が増加する可能性がある。

＜行政費用＞

- ・ 厚生労働省において、法制度の周知、監督等の事務に当たり、相当の事務処理上の作業時間が発生することが見込まれるが、各事業場における法制度遵守等の状況によっても作業状況が変わりうるため、事前に具体的な算出を行うことは困難である。

＜その他の負担＞

- ・ 上記のほか現時点で規定されるものはない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

・

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

① 遺族補償年金における支給要件等の見直し

- ・ 遺族補償年金等を受けることができる遺族のうち労働者の夫に係る要件の制限を削除するとともに、当該遺族が一人の場合の年金額を一律に給付基礎日額の 175 日分とすることについて、労働者側・使用者側ともに意見は一致している。

② 特別加入制度における特別加入団体の適正化

- ・ 特別加入団体の要件を法定化するとともに、当該団体に対する業務改善命令及び当該命令に違反した場合に当該団体についての労災保険の保険関係を消滅させることを可能とすることについて、労働者側・使用者側ともに意見は一致している。

③ 小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止

- ・ 小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いを廃止することについて、労働者側・使用者側・業界団体ともに意見は一致している。
- ・ 業界団体からは十分な周知期間を設けてほしい旨の意見があるため、施行日は公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とし、具体的な施行時期については今後要調整。

④ 労災保険給付請求権等における消滅時効の期間の見直し

- ・ 労働基準法の災害補償請求権及び労働者災害補償保険の給付を受ける権利のうち、脳血管疾患、心臓疾患、精神疾患、石綿を吸入することにより発生する疾病等に関するものについて、消滅時効の期間を5年に延長することについて、労働者側・使用者側ともに意見は一致している。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 労災保険制度の在り方に関する研究会
- ・ 労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（関連する回に限る）（令和7年8月7日（第118回）～）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 労災保険制度の在り方に関する研究会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46695.html
- ・ 労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（関連する回に限る）（令和7年8月7日（第118回）～）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126970.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合においてこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

＜上記以外の法令案＞

・